

一般財団法人愛知県建築住宅センター

すまい給付金制度における現金取得者向け新築対象住宅証明料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第11条に基づき、すまい給付金制度における現金取得者向け新築対象住宅証明料金について必要な事項を定める。

(証明業務料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)現金取得者向け新築対象住宅証明業務要領」第10条に規定する証明業務の申請料金(以下「料金」という。)は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

単位:円

証明基準		区 分	料金
省エネルギー性	断熱等性能等級の等級4	標準料金(※1)	22,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500
		住宅型式性能認定を取得している住宅	16,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	11,000
	一次エネルギー消費量等級4以上	標準料金(※1)	24,750
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	8,250
耐久性・可変性	劣化対策等級3で、かつ、維持管理対策等級2以上	標準料金	22,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	16,500
耐震性	耐震等級の等級2以上	標準料金	33,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	16,500
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	標準料金	22,000
		設計住宅性能評価書等を取得している住宅	5,500

- ※ 店舗等併用住宅は、住宅部分の床面積が非住宅部分(店舗・事務所等)の床面積以上の場合に限る。
- ※ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件 11,000 円を加算する。
- ※ 「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、フラット35S(金利Bプラン)の省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性またはバリアフリー性の基準に適合しているものをいう。
  - ① 設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律)
  - ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)
  - ③ 住宅性能証明書(住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度)
  - ④ BELS評価書
  - ⑤ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(都市の低炭素化の促進に関する法律)
  - ⑥ 性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
- ※1 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記金額から 1,100 円を減額する。

二 計画の変更に係る料金は、下記による。

単位:円

種 別	変更項目	料金
・当初の申請を変更する場合 ・当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	耐震性	8,800
	上記以外	5,500

※ 上記の料金は、センターが当初の審査をしたものに限る。

- 2 共同住宅等の料金は、証明基準の種類、建築物の延床面積等を勘案して、別途見積りとする。
- 3 証明基準が耐震性の場合、免震建築物又は限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の料金は、別途見積りとする。

(再発行に係る料金)

第3条 証明書の再発行に係る料金は、1通につき 1,100 円とする。

(料金の減額)

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

(その他)

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途センターと協議して定める料金とする。

(附則)

この規程は、平成25年12月1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日より施行する。